

休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2026年1月1日
No. 11

休憩裁判 勝利に向けて ラストスパート!!

休憩裁判プロジェクトより年頭のご挨拶を申し上げます。

皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

休憩裁判（浦谷幸二さん原告）は、事象発生した2023年1月25日からまもなく丸3年を迎えようとしています。

2024年9月17日に提訴し、2024年12月9日、第1回口頭弁論から2025年12月18日の第6回口頭弁論まで組合員・OBの皆様にはこの裁判闘争に支援・連帯頂き感謝申し上げます。

この裁判は、原告の浦谷さんが車掌として新大阪から東京を往復する乗務行路の担当で、当日、大雪による大幅な列車遅延により、9時30分の出勤から退出20時57分までと、退出後、さらに休憩と称した居残り1時間を合わせ、連続12時間以上長時間拘束されました。休憩時間も食事を摂る時間も与えられず、肉体的・精神的苦痛を強いられたことに対する損害額及び労基法第34条違反、東京時点の準備時間を削除されたこと、退出後に1時間の不当に拘束されたことに対しての未払い賃金請求の支払いを求め大阪地裁に提訴しました。

裁判の推移としては、2025年7月28日開催の第4回口頭弁論で裁判所より原告に対して「不法行為に関し、勤務終了後に1時間、不当に拘束された主張について違法となる法的根拠を明らかにすること」を求められ、同年8月29日に原告準備書面（3）で以下、明らかにしました。

・東京における休憩付与義務違反と新大阪における不当に拘束について

- ・賃金請求
- ・損害賠償請求として①業務命令の必要性を欠くことについて ②労基法第34条違反について ③安全配慮義務違反について

そして2025年10月27日開催の第5回口頭弁論で、裁判長より被告代理人に対して「原告準備書面（3）の3. 損害賠償請求①業務命令の必要性を欠くこと、③安全配慮義務違反」に反論がないことを指摘されました。

また、「被告準備書面（2）5. 本件当日の事実関係に関する原告の主張の誤り」で、原告浦谷さんから被告代理人に対して「必要と認める部分に限って指摘すると」主張されているが、それ以外は主張しないのかと問うと、被告代理人は「これ以外はしない」と答えました。即ち原告が新大阪に帰着してから不当に拘束された管理者とのやり取りのみが必要で、本件当日、原告が東京に到着後、東京第一運輸所の管理者とのやり取りに関しては必要と認める部分ではないと主張しました。

そもそも、東京に到着して、原告が再三東京の管理者に休憩を要求したにもかかわらず、休憩時間を与えなかつたことで起因した事態です。

それを敢えて会社は、東京での休憩時間不足の事態を新大阪で補うため居残りで労基法第34条の偽装工作に力を入れている証です。

また、原告準備書面（3）に今田さんが、2024年8月29日の大雨の影響で東京に2泊3日を余儀なくされ、3日目に北陸新幹線経由で新大阪に帰着し、道中休憩時間を与えられなかつた問題を追加しました。

それに対する被告準備書面（2）では、何と1日目、2日目に休憩時間を適正にあたえているから3日目に休憩時間を与えなくても、1勤務としては労基法違反ではないと主張しています。このことは、乗務員以外の勤務においても1勤務のどこかに休憩時間を与えていたら、勤務が延びても、法廷労働時間を超えても問題ないと言っていることになります。

休憩時間の趣旨を逸脱し、憲法や労基法の精神を踏みにじり、人権を無視した行為に他なりません。

現在の職場の労働条件は、私たち東海労が改善しなければ現状のまま変えることができません。

この裁判もこれから人証を含め佳境に入ります。

今年も、私たち休憩裁判プロジェクトは、裁判勝利に向け全力で闘いを推し進めます。